

防府市身体障害者介助用自動車改造費助成事業実施要綱

平成15年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で生活する重度身体障害者の介護者が運転する自動車の改造経費の一部等を助成することにより、介護者の負担軽減と重度身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「重度身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由の下肢又は体幹、若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の移動機能の障害を有し、車椅子等を使用しなければ外出困難な者をいう。

2 この要綱において「自動車の改造」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 重度身体障害者が車椅子等に乗ったまま安全に乗降でき、かつ、車椅子等を固定できるような装備を設ける改造
- (2) 重度身体障害者が自動車の座席に容易に移乗することができるように、座席を回転かつ昇降させることができるようにする改造
- (3) 前号の改造に加え、重度身体障害者が自動車の座席に座ったまま自動車を離れ、自由に移動できるように、座席を脱着させることができるようにし、かつ、車輪を取り着ける改造
- (4) 既に全各号の改造のいずれかが施されている自動車（以下「改造自動車」という。）の購入

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、重度身体障害者を介護する者であつ

て、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し在宅で生活する重度身体障害者と住所及び生計を一つにしていること
- (2) 在宅で生活する重度身体障害者の属する世帯員全員及び在宅で生活する重度身体障害者と生計を一つにする者の属する世帯員全員の前年（1月から7月までは前々年）の市民税が非課税であること
- (3) 過去にこの助成事業（同様の趣旨の事業を含む。）を利用したことがないこと、又は利用後7年以上経過していること。

（対象経費）

第4条 助成の対象となる費用は、前条に規定する対象者が重度身体障害者を介護するために、自ら使用する自家用自動車の改造に要した費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車の改造が第2条第2項第4号に該当するものである場合には、当該自動車の購入費用と改造していない同型車を購入した場合の費用との差額とする。

（助成の額）

第5条 助成の額は、予算の範囲において、前条に規定する対象経費の2分の1の額とし、円未満の額は切り捨てるものとする。ただし助成する額は20万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条に定める身体障害者介助用自動車改造費助成申請書を市長が受理した日より前に発生した改造費用については助成しない。

（助成申請）

第6条 前条の規定による助成を受けようとする者は、自動車の改造を行う前にあらかじめ身体障害者介助用自動車改造費助成申請書（第1号様式）に見積書及び自動車検査証の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請において、助成の対象となる自動車の改造が第2条第2項第4号に該当するものである場合には、自動車検査証の写しは

添付することを要しない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を調査書（第2号様式）により審査の上、助成の可否を決定し、身体障害者介助用自動車改造費助成決定通知書（第3号様式）又は身体障害者介助用自動車改造費助成却下通知書（第4号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、自動車の改造の内容その他助成の申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、身体障害者介助用自動車改造変更申請書（第5号様式）を市長に提出して、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、届け出ることをもって足りる。

(実績報告)

第9条 助成決定者は、助成決定に係る自動車の改造（以下「決定に係る改造」という。）が完了したときは、速やかに、身体障害者介助用自動車改造完了届（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 第4条に規定する対象経費の領収書
- (2) 改造箇所の写真
- (3) 決定に係る改造が第2条第2項第4号に該当するものである場合には、自動車検査証

(助成額の決定)

第10条 市長は、前条の届出を受理したときは、内容を審査の上、助成額を決定し、遅滞なく、身体障害者介助用自動車改造費助成額決定通知書（第7号様式）により助成決定者に通知するものとする。

2 助成決定者は、自動車の改造を行なわなかったときは、身体障害者介助用自動車改造費助成辞退届（第8号様式）により市長に申し出るものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定により助成額の決定を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第12条 市長は、前条の規定により適正な請求書を受理したときは、30日以内に当該金額を助成決定者に支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該助成の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 決定に係る改造の完了前に第3条に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、虚偽又は不正の行為があると認められるとき

2 前項の規定による当該助成の取り消しは、助成決定者がその要件を欠くこととなった日になされたものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

身体障害者介助用自動車改造費助成申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所 防府市
氏 名
(電話番号)
(自筆による署名又は記名押印)

下記のとおり身体障害者介助用自動車改造費の助成を受けたいので、申請します。

また、身体障害者用介助用自動車改造費助成の決定に当たり、私と身体障害者手帳所持者の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、調査されることに同意します。

身体障害者手帳所持者	(ふりがな) 氏 名			男・女
	身体障害者手帳	手帳番号		
		障 害 名		
		等 級		
改造する車の状況	車 種			
	車台番号			
	主要用途			
	費用総額			
	改造業者	所在地		
		名 称		
改造内容				

添付書類

- 1 見積書
- 2 自動車検査証の写し (新規購入時は不要)

第 2 号様式

調 査 書						
申請者	(ふりがな) 氏 名				身障者との 続 柄	
	住 所					
身体 障害者	(ふりがな) 氏 名				男・女	
	身体障害者手帳	手帳番号				
		障 害 名				
		等 級				
	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	前年分の 所得税額	備 考
世帯員 の 状 況						
判 定	該 当 ・ 非 該 当					

上記のとおり、助成対象者である・ないことを確認する。

年 月 日

調査員 職 名

氏 名

第 3 号様式

第 年 月 日

様

防 府 市 長 印

身体障害者介助用自動車改造費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障害者介助用自動車改造費の助成については、下記の条件をつけて 円を交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 助成金を他の用途に使用しないこと。
- 2 改造を変更し、中断し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出ること。

第 4 号様式

第 年 月 日

様

防 府 市 長 印

身体障害者介助用自動車改造費助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障害者介助用自動車改造費の助成については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

第 5 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

身体障害者介助用自動車改造変更申請書

身体障害者介助用自動車改造について下記のとおり変更がありましたので、承認を受けたく申請します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

届出者 住 所
氏 名
(電話番号)

身体障害者介助用自動車改造完了届

身体障害者介助用自動車改造が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 身体障害者介助用自動車改造を受けた者

住 所

氏 名

添付書類

- 1 領収書の写し
- 2 改造箇所の写真
- 3 自動車検査証の写し (新規購入の場合)

第 7 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

身体障害者介助用自動車改造費助成額決定通知書

年 月 日で届出のありました身体障害者介助用自動車改造完了届に基づき、防府市身体障害者介助用自動車改造費助成事業実施要綱第 10 条第 1 項の規定により助成額を下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第8号様式

年 月 日

身体障害者介助用自動車改造費助成辞退届

(宛先) 防府市長

届出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで助成決定通知のありました身体障害者介助用自動車改造助成につきまして、下記の理由により辞退するので届け出します。

記

辞退理由